平成２２年（フ）第９５８１号
大阪市住吉区大領１丁目２番25号　サニーコート203号
債務者　武内みつ子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８２号
大阪市北区本庄東３丁目８番４―301号
債務者　高橋　　純
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８７号
大阪府吹田市千里山西６丁目30番24号
債務者　石原　昌一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９１号
大阪市城東区成育４丁目10番20号　ハイツセピア303号
債務者　齋藤　忠義
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９４号
大阪府豊中市千里園１丁目１番８―507号
債務者　宇都宮和通
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９６号
大阪府寝屋川市堀溝北町７番９号
債務者　板倉　和敬
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０３号
北九州市小倉北区金田１丁目１番６―1123号
債務者　中野　　正
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２２２号
北九州市小倉南区横代東町３丁目14番５号
債務者　吉岡　哲郎
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２３８号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目14番38号
債務者　安藤　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９５号
北九州市小倉北区白銀２丁目９番２―202号
債務者　磯部　尚信
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９６号
北九州市小倉北区皿山町21番12号コーポ皿山101号室
債務者　岡田　一秋
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２０７号
北九州市小倉北区神岳２丁目11番21―504号
債務者　荒瀬　望美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２２８号
福岡県遠賀郡岡垣町野間２丁目６番13号
債務者　和気　茂行
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５６号
北九州市小倉南区横代東町１丁目１番１―303号
債務者　佐藤　法子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６０号
北九州市門司区大字恒見1291番地
債務者　柳森　　勝
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７８号
北九州市八幡西区友田２丁目１番７―204
債務者　山本　一人
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０６号
北九州市小倉北区常盤町４番１―303号
債務者　野中　明彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８３号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸686番地５
債務者　西尾　　博
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係